

我孫子市議会基本条例（素案）市民説明会実施結果

我 孫 子 市 議 会

1. 名称 : 我孫子市議会基本条例（素案）市民説明会

2. 実施目的

我孫子市議会では、市議会に関する基本理念や基本方針、基本的な運営事項など定めた議会基本条例の策定作業を進めてきました。

検討中の条例素案について、市民の皆さんに中間報告と説明を行い議会基本条例について周知を図るとともに、市民の皆さんから議会基本条例に対する意見を直接お聴きし、市民意見を反映させた条例制定を進めるため実施しました。

3. 開催日時・会場・参加者数

・平成26年2月15日（土）午前10時～午前11時23分

湖北台近隣センター大会議室

＊11名参加

・平成26年2月15日（土）午後2時～午後2時56分

近隣センターふさの風会議室1「にじ」

＊4名参加

・平成26年2月16日（日）午後1時～午後2時29分

アビスタ内、我孫子地区公民館第2学習室

＊22名参加

※3会場合計、37名参加

※いずれの会場も、開始時間の30分前から受付を行った。

※参加に当たっての事前申し込みは不要とした。

4. 主催者側の出席者

・出席者：議長、副議長、議会改革特別委員会委員6名

5. 説明会の内容と次第

(1) 開会

(2) 議長あいさつ

(3) 議会基本条例検討経過及び今後の検討予定の説明

(4) 議会基本条例素案の説明

(5) 質疑応答

(6) 閉会

(7) アンケート依頼

※議会基本条例以外の質疑については行わないこととした。

6. 資料

(1) 議会基本条例検討経過及び今後の検討予定

(2) 我孫子市議会基本条例骨子（案）

(3) 我孫子市議会基本条例素案（専門用語等の簡単な解説資料を含む）

(4) 我孫子市議会概要

(5) 参加者アンケート

※説明会当日配付する資料につきましては、2月10日（月）に市議会ホームページに事前公開を行った。

7. 周知方法

・市議会ホームページ

・広報あびこでの周知（2月1日号）

・議会だよりでの周知（2月1日号）

・直前に、市ツイッター及びフェイスブックでの周知依頼

・各議員からの個別周知（SNSも含む）

8. 市民説明会アンケート集計結果

・別添結果参照

9. 市民説明会質疑概要

・別添概要参照

我孫子市議会基本条例素案市民説明会 アンケート集計結果

平成26年2月15（土）・16日（日）に市内3会場で行った市民説明会において、参加者にアンケート記入を依頼しました。

参加者総数37人中、26人から回答をいただきました。なお、無回答の項目については、集計から除外しています。

*割合における比率はすべて構成比率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。
そのため、割合の合計が100％にならないことがあります。

Q1. あなたの性別をお答えください。

性別	回答数	割合
① 男性	24	92.3%
② 女性	2	7.7%

Q2. あなたの年齢をお答えください。

年齢	回答数	割合
① 30歳未満	1	3.8%
② 30歳代	1	3.8%
③ 40歳代	3	11.5%
④ 50歳代	3	11.5%
⑤ 60歳代	8	30.8%
⑥ 70歳以上	10	38.5%

Q3. 今回の市民説明会を何で知りましたか。（複数回答可）

項目	回答数	割合
① 広報紙（広報あびこや議会だより）	12	36.4%
② ホームページ	5	15.2%
③ その他SNS	5	15.2%
④ 議員を通じて	9	27.3%
⑤ その他（未回答：1件、新聞：1件）	2	6.1%

*SNSとは：ソーシャルネットワークサービスの略で、インターネットを利用したサービス（ツイッターやフェイスブックやブログなど）のこと。

Q 4. 我孫子市議会は「議会基本条例」を制定しようとしていますが、どう思いますか。

年 齢	回答数	割 合
① 大変よいと思う	10	41.7%
② よいと思う	10	41.7%
③ 必要を感じない	3	12.5%
④ わからない	1	4.2%

Q 5. 議会基本条例素案について、どう思いますか。

年 齢	回答数	割 合
① わかりやすい	5	21.7%
② 普通	15	65.2%
③ わかりにくい	3	13.0%

※自由記述は、別紙1に記載

Q 6. 今日の説明や進行について、どう思いますか。

年 齢	回答数	割 合
① よかった	12	57.1%
② 普通	10	42.9%
③ よくなかった	0	0.0%

※自由記述は、別紙2に記載

Q 7. 説明会に参加されていかがでしたか。ご意見やご感想をご記入ください。

※自由記述は、別紙3に記載

Q 5. 議会基本条例素案について、どう思いますか。〈自由記述〉

1 「わかりやすい」とした項目での意見

- ・脚注はベスト

2 「普通」及び「未回答」とした項目での意見

- 平易な文書で、極論すれば小学生でも分かる文書で
- 第3章市民と議会の関係は重要です。第5条と第6条を努力目標でなく必ず実施するよう明記していただきたい。
- 基本条例ありきでなく、議会報告会・意見交換会等、現在、我孫子市で実施されていないものを条例で制定すべき。他のものは精神論やあたり前のことなので、マニュアルとして市議会として決めれば良いと思う。
- これは議員心得のようなものです。市民の定義を議論する事は必要です。

3 「わかりにくい」とした項目での意見

- 抽象的、専門的
- ポイントがまだ明確になっていない様に感じる。改めて次に説明会が開催されるのであれば参加したい。

別紙 2

Q 6. 今日の説明や進行について、どう思いますか。〈自由記述〉

1 「よかった」とした項目での意見

- 特に委員長のお話が分かり易かった。確実な実行へ。
- 目的外の質問が多かった様に思えるが、あたりさわりなく委員長他、対応されていて感心しました。

2 「普通」及び「未回答」とした項目での意見

- 参加者が少なかったのが残念でした。(他、同意見 1 件)
- 委員長以外の出席した委員からも発言が欲しかった。
- 例. 前文 図形化も併用したら、文章しかも難しい言葉だけでなくビジュアル化を併用したら。人間の思考は、文章を図形化して理解する事が多いのでは。

別紙 3

Q 7. 説明会に参加されていかがでしたか。ご意見やご感想をご記入ください。

- 大変な努力に感謝します。
 - ・お任せでは民主主義の健全な発展はないと思っております。
 - ・立派な基本条例が出来たら、そこにとどまらず活用して欲しいと願っています。
 - ・注釈のアイデア大変良いと思います。
 - ・他の自治体議会等との交流及び連携があれば、焼却ゴミの持ち込み等は防げたのではないかと。
 - ・政務活動費の支出に支払証明はどうなっているのでしょうか。
 - ・見直し手続きの委員会の改訂時の要件が必要では。(例. 委員会の何分の1とか)
- 難しい言葉が行きかい分かりづらかった。もっと、簡素化することも必要だと思います。そのことも若い世代に市政に興味を持ってもらえると感じました。議員の方の言葉は分かり易かった。質問者の方の言葉は分からなかった。
- 市民を甘やかす必要はない。情報公開、透明性の確保、機会提供で充分。コスト削減、将来コストの試算の努力をして欲しい。
- 説明会の意見が、今後の基本条例作成にいかにかに反映されるかに注目していきたい。
- 本日の市民参加者は高齢世代のみで、若年世代は皆無です。若年の意見のない意見は、将来性は薄いと考えます。若年を取り込む広報手段の拡大が必要です。
- 基本条例制定の目的を知りたかった。市民の関心のなさがっかりしました。
- 制定することは良いと思いますが、背景がわかりにくかった。
- 大変お疲れ様でした。
 - ・折角、同席している各委員の方の意見もお聞きしたかったです。
 - ・市民にとって制定により何がどう変わるのか、これが一番関心事だと思われま
 - す。
 - ・開催に当たって様々のご苦勞があったと思いますが、出来れば市内各地区を周
 - って頂きたかったです。
- 議員の定数の中、5名が無所属です。現在のルールでは2人が会派を構成すれば特別委員会等に出席できるのに努力しているのか。予算・決算特別委員会、議会運営委員会、議会改革特別委員会、放射能対策特別委員会等に2人が組めば出席できる。選挙で選ばれた議員として、無所属議員は役目を果たしていないのではないかと、議会で検討されたい。
- 議員が回答・説明のため、質問者の中には消化できずにいた方がいたと思う。
- 是非また参加したい。ただし、その場合は参加の事前に資料を入手できればさらにありがたいです。皆様、お疲れ様でした。
- もう少し参加人数が多ければ良かった。

- 一般市民は日常生活で忙しいのです。プロ市民が活躍する事にならないかと心配しています。確かな市議を選べる場（立会演説会等）を増やして欲しいと思います。
- また開いて欲しいです。市議の方々に会えたので良かったです。
- 議会の在り方、行動を規範する大切な条例です。市民の声をもっと吸い上げてもらいたい。
- 単なる「決め事」にせず履行する方策もキチンと定めるべし。例えば、細則等によってでも。さらに条例履行状況の定期的公開も
- 会場でも意見を述べ、丁寧な説明を頂き、ありがとうございました。
 - ①見直しの手続きについて
 - ・素案では、“目的達成のための可否について、適宜、検証するものとする”となっています。が、栗山町と同様に“定期的に見直しをする”条例化のご検討をお願いします。
 - ②正副議長の選出の在り方について
 - ・我孫子市議会でも採用された“正副議長の志願者が所信を表明する制度”、栗山町の基本条例では、議会の活動原則第2条第2項として明示されています。我孫子市でも条例化のご検討をお願いします。
 - ③議会の活性化について
 - ・議会基本条例が制定され、議員間の討議を中心に、議会が活性化されること、願ひ、期待をしています。そのためには、自由闊達な討議の場を作り、維持するためには、正副議長のリーダーシップが重要、且つ必須と考えます。現行のように慣例にて正副議長が1年毎に交替する制度下では、リーダーシップを発揮するには、あまりにも短サイクルだと思います。少なくとも、2年毎で交替する方向を検討する時期ではないでしょうか。

議会基本条例(素案)市民説明会 質疑概要

質問箇所		答弁
全体	Q	議会基本条例が完成した後、どのようにして市民に周知をしていくのか。
	A	ホームページや議会だより、広報あびこで周知を行う。また、パブリックコメントも行う。他にアイデアがあれば検討したい。
	Q	今日の市民説明会の参加者が高齢者に偏っている。いかに13万人の市民に情報を提供していくかが重要だ。若者は広報や議会だよりは見ない。SNSをもっと積極的に活用して情報を発信していかないといけないのでは。
	A	市民説明会開催の告知手段について苦労したが、特に若者に情報を知らせる手段を新たに考える必要がある。 今回の告知はホームページや広報、議会だよりのほか、ツイッターやフェイスブックを活用した。若者に関心をもってもらうことが難しいが、SNSの情報を見て来ていただいた若い方もいるので、今後、少しずつ輪を広げていけたらと考える。
	Q	もう少しわかりやすい表現にしてほしい。また、図解などがあるといい。(意見)
	A	ー
	Q	現在、投票率が下がっていて、市長も議員も純粋な市民の代表という形でなくなっていると感じる。議会基本条例の中に、こうした声の届いていない市民の意見が取り入れられるような活動を記述してほしい(市民みんなの声が聞こえる＝投票率アップだと思う)。
	A	議会基本条例をつくる目的の一つは、市民に議会への関心をもってもらい、行動していただくということである。議会基本条例をつくることで議員自身が行動し、そして市民に関心をもってもらい、投票その他の行動に出てもらいたいと思う。
	Q	これから行政コストを下げて市民サービスをいかに向上させていくか、という中で、足を運ばない、情報を見ないような市民を甘やかしてはいけない。市民が議員とコンセンサスがとれるような場が保障されていればよいが、議会基本条例に記載されていることをすべてやると行政コストが非常に上がるのではないか。
	A	議会改革は、いかに行政コストを下げるか、ということで今まで行ってきた。議会基本条例をつくったことによって行政コストが上がった、ということがないようにしたい。
	Q	パブリックコメントはどのような形で行うのか。市民から選ばれている議員が検討しているものなので、パブリックコメントを行う必要はないと思うが、行う場合には隅々までいきわたるように行ってほしい。
	A	条例制定の際にはパブリックコメントを行うことになっている。また、多くの市民に知ってもらうためでもある。意見を参考に、隅々までいきわたるように行いたい。
	Q	議会基本条例を制定後、条例を守らない人が出てくるかもしれない。罰則規定や条例を管理する仕組みがないと、歯止めがきかないのではないか。りっぱなものをつくっても、絵に描いた餅ではないか。
	A	条例素案には罰則規定はない。特別委員会の議論では、条例制定後も特別委員会で監視をしていくこととしている。意見のとおり、絵に描いた餅にならないよう、今後の特別委員会で検討する。
	Q	議会基本条例が制定された後、守っていく、履行することが原則であるが、「～に努める」という表現はよく言えば「努力目標」だが、穿った見方をすると「やらなくてもいい目標」となるが、その点をどう考えるか。
	A	表現については特別委員会でも議論となった。やらないのではないかと、思われなないように今後検討する。
	Q	今日配布された素案の中には用語解説などの注釈がある。市民が条例を読むときに非常に役立つが、議会基本条例制定時にはこの注釈等をまとめたものを一緒に示してほしい。特に小・中・高校生でも読めるような形が良い。
	A	議会基本条例の逐条解説を作成することになっている。
	Q	議会基本条例策定の時期は。
	A	冒頭でも話したが、平成26年中を予定している。

議会基本条例(素案)市民説明会 質疑概要

質問箇所		答弁
全体	Q	議会基本条例にはやらなければならないことだけを記載し、精神論的なものはマニュアル等でまとめる方がいいのでは。最高規範などと大上段に構える必要はないのでは。
	A	たしかに議会基本条例をつくらずとも、また、条例に記載せずとも議会改革はできるが、議会基本条例に記載することによって、「行うこと」を担保し、また、議員の資質向上にもつながると考える。意見については検討する。
市民の定義	Q	議会基本条例の中に「市民の定義」がなされていない。市民には外国人など色々な人がいる。市民の定義がなされていない条例を最高規範と呼ぶのは疑問だ。これにより議会運営が難しくなるようでは困る。それよりも請願や陳情など、議員と接触できることについて議会だよりなどでわかりやすく示してもらう方が先だ。地方自治法と議会基本条例と、どちらが上なのかもわからない。その点について検討を。
	A	市民の定義についてはまだ議論をしていない。検討する。
	Q	議会基本条例は運用する議員に向けた条例だと思うが、その場合には、市民の定義について、参政権の問題はでてこないのか。
	A	検討する。
前文	Q	前文をもっとすっきりさせた方がよいのでは。
	A	検討する。
	Q	「最高規範」と記載されているが、他条例との関係は。
	A	議会基本条例が最高規範である。(ただし、憲法や国の法律を超えるものではない)
前文 議会と市長等の関係 (第7条)	Q	「市長等と健全な緊張関係を保ち」とあるが、なぜこの言葉を入れたのか。また、健全な緊張関係についてどう考えるか。
	A	市長が提案することに対して、常に冷静な目で見て、必要な時は公の場で質すことが必要であることから、条例に記載した。たとえば、予算案は議会に提案権はなく、市長が提案するもの。その予算案に対して適正な批判を行い、修正すべきものは促す。このようなことが健全な緊張関係の一つだと思う。
議員間の討議 (第2条、第3条、第13条)	Q	議員はそれぞれ色々な意見をもっている。それを多数決で議会の意思とすることはどうかと思う。よく議員間で討議してほしい。
	A	我孫子市議会は現在23人の議員がいて、様々な意見をもっているが、議会は合議制の機関として、1つの意思決定を行うものである。そのため、議員間で討議を行ったうえで結論を導き出すことが重要だと考えている。
	Q	議会基本条例の目玉の一つが議員間の討議と考えるが、具体的にどういう形で運用するのか。どのようなアイデアがあるのか。
	A	現在は議員間の討議が休憩中に行われている場合があるが、記録に残らない。そのため、公式の場で議員同士が討論できるようにすることが目的である。
	Q	インターネット中継で休憩の時間がカットされることから、その間の議論がわからない。情報公開の観点からも、よい発言、悪い発言も含めた議員間の討議が行われている休憩の時間等も公開をすべきと考える。
	A	休憩中に物事が決まってしまう、何が話し合われていたかわからないことがあったことは事実である。そういった点をなくしてオープンになるように議事の進行等を工夫していきたいが、長時間をかけて調整しなければならないことがあることもご理解いただきたい。
情報公開(第4条)	Q	情報について、情報の公開は明文化されているが、情報の保管・保存についてはどうなっているのか。
	A	地方自治法等に会議録の作成・保存について明文化されており、永年保存となっている。

議会基本条例(素案)市民説明会 質疑概要

質問箇所		答弁
議会への市民参加 (第5条)	Q	議会を傍聴している市民に発言の機会を与えるような文言を記載してほしい。
	A	現在は傍聴人は発言できないこととなっているため、この場では答えられない。
	Q	「広く市民の意見を聴取する機会」とはどういうことか。抽象的でわかりづらい。請願や陳情で議会の中で意見が言えるのか。
	A	現在、我孫子市議会では請願や陳情の代表者が委員会で意見陳述ができるようになっている。第5条にはそのようなことも入っている。
	Q	北海道栗山町議会では「一般会議」と呼ばれるものがあり、市民と議員が討論できる場となっている。第5条ではそういったものも想定しているのか。
	A	栗山町の一般会議に似たものとして、第6条の「意見交換会」がある。
	Q	第5条は抽象的なので、詳しく記載してほしい。
	A	検討する。
議会への市民参加 (第5条) 議会報告会・意見交換会 (第6条)	Q	第5条で議会の市民参加が記載されていて、第6条で議会報告会・意見交換会が記載されているが、2つの違いは何か。
	A	第5条は議会に市民が来て発言の機会を設けること(公聴会制度・参考人制度など)で、第6条は議会報告会・意見交換会で、議会の外に出ていくものである。
	Q	第5条の「意見を聴取する機会の確保に努める」とはどういうことか。
	A	市民の皆さんの、議会への参加について市議会としてどのように定めておくか、ということの一つ大きな括りとして第5条を記載した。
	Q	意見を聴取する機会として、意見交換会が一番最初に考えられるものである。そのため、第5条を第6条とは別に記載する理由がよくわからない。一度、整理をしてみてもいいか。
	A	意見聴取は議会報告会、意見交換会だけでなく、議員が個々に市民に対して行うことも考えられるため、このように記載した。いただいた意見については、今後の検討の参考にさせていただく。
	Q	第5条と第6条は似たようなものだが、どうなのか。また、教育委員会の権限が市長にくることになった時には基本条例に影響はあるのか。
	A	第5条の意見を聴取する機会は、公聴会や参考人制度、請願・陳情における意見陳述などを想定している。第6条は記載のとおり議会報告会、意見交換会である。
議会報告会・意見交換会 (第6条)	Q	詳細に関し必要な事項は、別に定める、とあるが、どのようにするのか。
	A	詳細は今後、協議することとしている。
	Q	第6条の議会報告会、意見交換会について行うものとする、の文言の前に「必ず」という言葉を入れてほしい。
	A	議会報告会、意見交換会は必ず開催することとなっている。
政策立案及び政策提言 (第10条) 予算及び決算 (第11条)	Q	予算(案)はほぼ決まったものとして提出されるもの。その前の段階で議員が意見を言う必要や参画する必要があるのではないか。また、少数派の意見が忘れられがちなので、少数派、多数派関係なく意見が言えるように、そのような主旨のことを文言として加えてはどうか。
	A	予算(案)ができる前の段階で、数回、執行部から提示がある。その都度、少数派、多数派関係なく意見を言うことができている。また、現在は「予算要望」というような形で個々に提言を行っていることもあり、第10条に「政策提言」という形で議会としてもできるように記述している。あまり細かく記載すると変更のたびに条例改正が必要となることから、10条、11条のような記載とした。
委員会の活動 (第13条)	Q	第13条第2項に「～公聴会制度及び参考人制度を活用するものとする」とあるが、委員会ではできないのか。
	A	我孫子市議会は委員会を議論の中心としているため、委員会において公聴会制度や参考人制度を活用して議論を深めていくことを想定している。

議会基本条例(素案)市民説明会 質疑概要

質問箇所		答弁
議員研修の充実強化 (第14条)	Q	議員研修の充実強化は税金がかかるものなのか。政務活動費とは別なのか。
	A	公費で行っている研修は、委員会の視察研修がある。また、政務活動費は個人に支給しているが用途基準を厳しくしており、問題なくやっている。
政務活動費 (第19条)	Q	「～適正に執行しなければならない」とあるが、かつて政務活動費の不適切な使用ということが他議会であり、問題となったが、公開等はしているのか。また、規則や附則は。
	A	政務活動費の収支報告等はすべて公開しており、条例、規則に則って運用している。他よりも用途基準を厳しくしているため、今まで我孫子市で問題となったことはない。議会基本条例は冒頭に話したとおり平成26年中に制定予定だが、正確な日程は決まっていない。
議員の政治倫理 (第20条)	Q	第20条の議員の政治倫理について物足りない。万が一、議員が不適格な行動、言動をした時のことを考えて、第2項として罰則規定的なものを加えては。議長が不適切な行動、発言をした議員に対し、たとえ議会外での行動や言動だとしても指導力を発揮すべきで、議長の行動を裏付ける意味でも加えるべき。
	A	地方自治法に議長の役割が記載されていて、議会内での不規則発言等あれば制止等できるが、議会外のものについては権限が及ばない。なお、他市では政治倫理条例を制定している議会があるが、我孫子市では制定せずに議会基本条例に記載することとした。意見については検討する。
議員報酬 (第22条)	Q	第2項で「～できるものとする。」となっており、努力規定と感じられ、しなくてもいいというような印象を受けた。市民の意見が反映されやすいような文言がいいのでは。
	A	文言について検討する。
見直し手続き (第24条)	Q	改正手続きについては具体的な数字(議員の3分の2以上の賛成で、など)を記載してはどうか。
	A	検討する。
	Q	議会基本条例の制定後に変更等を行う場合には、誰がどのような形で行うのか。
	A	第24条の記載のとおりに行う。
その他	Q	地域コミュニティ活性化の政策が現在進行しているが、議会基本条例の考え方と住民自治の考え方がぶつかる箇所があると思う。その点について議会基本条例に記載がないが、今後どうするのか。
	A	地域コミュニティの考え方と議会基本条例の考え方がぶつかるものとは思わない。逆に議会の中で市民参加がえられて活発な議論ができれば進んでいくと思う。また、そういう条例にしていかなければならない。
	Q	我孫子市はボランティア活動が活発であるが、ボランティア活動に対する認識が不足していると感じる。ボランティアをしている人に対して声をかけてほしい。
	A	ボランティアの力は大切だが、基本条例に記載することはむずかしい。
	Q	教育委員会と協力して、若者(子ども)の関心を高めてほしい。
	A	参考にする。